

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(児童家庭課)

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(社会課)
精神薄弱者福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童家庭課)
鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則

- 一 母子家庭居宅介護等事業及び寡婦居宅介護等事業の開始、廃止及び休止等に係る届出手続を定めることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 一 身体障害者居宅生活支援事業の開始、廃止及び休止等に係る届出手続を定めることとした。(第二十五条の二、様式第三十七号の二、第三十七号の四関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇精神薄弱者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 一 精神薄弱者更生施設等への短期入所等に係る申請手続を定めることとした。(第三条の二、様式第三号の二関係)
- 二 精神薄弱者援護施設への入所その他の援護の措置又は援護の委託の措置に係る申請等の手続を整備することとした。(第七条、第八条、様式第十二号、様式第十三号関係)
- 三 精神薄弱者居宅生活支援事業の開始、廃止及び休止等に係る届出手続を定めることとした。(第八条の三、新様式第十四号の二、様式第十四号の三関係)
- 四 知事への委任規定を設けることとした。(第十三条関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 六 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 一 次に掲げる事項の届出手續を定めることとした。(第十四条の二)第十四条の五、第十七条の二、様式第六号の二)様式第六号の五、様式第九号の二、様式第十一号の二関係)
- 1 老人居宅生活支援事業の開始、届出事項変更並びに廃止及び休止
- 2 老人デイサービスセンター等の設置、届出事項変更並びに廃止及び休止
- 二 有料老人ホームの設置について事前届出制(現行事後届出制)とされたこと及び届出を要する事項に変更があったことに伴う届出書の様式の整備を行うこととした。(様式第十四号関係)
- 三 初老期痴呆に該当する六十歳未満の者についても、養護老人ホーム等への入所又は養護委託の措置の対象とすることとした。(別表関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二の改正は、平成三年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則をここに公布する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第十二号

鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十二号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(母子家庭居宅介護等事業等の開始の届出)

第二条 法第十五条の三及び第十九条の三第二項の規定による届出は、様式第一号による届出書を提出しなければならない。

(母子家庭居宅介護等事業等の廃止等の届出)

第三条 法第十五条の四(法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第二号による届出書を提出しなければならない。

(母子家庭居宅介護等事業等の届出事項の変更の届出)

第四条 省令第二条の四(省令第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第三号による届出書を提出してしななければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業開始届出書

職 氏 名 殿

母子及び寡婦福祉法第15条の3(第10条の3第2項)の規定により母子(寡婦)居宅介護等事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

所在地

名 称

届出者 ^ナ ^リ ^ガ ^ナ
代表者の氏名

電話番号



経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	
事業の運営方針	
職員の定数及び職務の内容	
事業開始の予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類

様式第2号 (第3条関係)

母子家庭 (寡婦) 居宅介護等事業廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 殿

母子家庭 (寡婦) 居宅介護等事業を廃止 (休止) したいので、母子及び寡婦福祉法第15条の4 (第19条の3第3項において準用する同法第15条の4) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

所 在 地

名 称

フリガナ
代表者の氏名

届出者
電話番号



廃止 (休止) しようとする年月日	年 月 日
廃止 (休止) の理由	
休止の予定期間 (休止しようとする場合に限る。)	

様式第3号 (第4条関係)

母子家庭 (寡婦) 居宅介護等事業開始届出事項変更届出書

職 氏 名 殿

母子家庭 (寡婦) 居宅介護等事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第2条の4 (第3条において準用する同規則第2条の4) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

所 在 地

名 称

フリガナ
代表者の氏名

届出者
電話番号



変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日

添付書類 変更内容を記載した書面

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第十三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（更生指導台帳）

第十二条 福祉事務所長は、身体障害者更生指導台帳（様式第十三号）を備え、必要な事項を記載しなければならない。

第二十五条の次に次の三条を加える。

（身体障害者居宅生活支援事業の開始の届出）

第二十五条の二 法第二十六条第一項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業開始届出書（様式第三十七号の二）によるものとする。

（身体障害者居宅生活支援事業の届出事項の変更の届出）

第二十五条の三 省令第二十条の三第一項又は第二項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業変更届出書（様式第三十七号の三）によるものとする。

（身体障害者居宅生活支援事業の廃止等の届出）

第二十五条の四 法第二十六条第二項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第三十七号の四）によるものとする。

第二十六条の前の見出しを「（身体障害者更生支援施設）」に改める。

第二十六条中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、「同条第二項の規定により」及び「法第十八条第二項の規定により」を削る。

様式第三十七号の次に次の三様式を加える。

様式第37号の2

身体障害者居宅生活支援事業開始届出書

職 氏 名 殿

身体障害者福祉法第26条第1項の規定により身体障害者居宅生活支援事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 -

住 所

届出者

フリガナ
代表者の氏名

電 話

㊦

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
事業の運営の方針	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行うとする区域	
サービスは短期事業又は短期入所事業の施設に供する施設 （短期入所事業に限る。）	名称
	種類
	所在地
	入所定員数
事業開始の予定年月日	

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

様式第37号の3

身体障害者居宅生活支援事業変更届出書

職 氏 名 殿

身体障害者居宅生活支援事業の届出事項を変更したい（変更した）ので、身体障害者福祉法施行規則第20条の3第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 -

住 所

届出者

フリガナ
代表者の氏名

電 話

㊦

変更事項	変更前	変更後
変更の理由		
変更の措置		

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第37号の4

身体障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 殿

身体障害者居宅生活支援事業を廃止（休止）したいので、身体障害者福祉法第28条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 名 称

フリガナ
代表者の氏名

電 話

㊟

事業の種類	
廃止（休止）しようとする年月日	
廃止（休止）の理由	
廃止（休止）後の措置	
休止の予定期間（休止しようとする場合に限る。）	

添付書類 現に便宜を受け又は入所している者がある場合には、当該者に対する措置の内容を記載した書類

様式第三十八号中「第18条第1項第3号の規定に基づき」や「第18条第4項第3号の規定に基づき」と、「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」とある「同様の構成」中「まつ消」や「抹消」とある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神薄弱者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第十四号

精神薄弱者福祉法施行細則の一部を改正する規則

精神薄弱者福祉法施行細則（昭和三十七年五月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（短期入所）

第三条の二 法第十五条の三第二項に規定する措置（以下「短期入所等」という。）を希望する精神薄弱者の保護者は、緊急一時保護申請書（様式第三号の二）をその居住地を管轄する福祉事務所長に提出するものとする。

第四条第一項中「第三条第一項」を「第五条」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に、「福祉事務所」を「福祉事務所長」に改める。

第五条を次のように改める。

(職親委託申込み)

第五条 職親への委託を希望する精神薄弱者又はその保護者(以下「精神薄弱者等」という。)は、精神薄弱者職親申込書(様式第十号)をその居住地を管轄する福祉事務所長に提出するものとする。

第六条中「精神薄弱者」を「精神薄弱者等」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

(更生施設等への入所申請等)

第七条 法第十六条第一項第二号に規定する援護の措置又は援護の委託の措置(以下「援護等の措置」という。)を希望する精神薄弱者等は、入所申請書(様式第十二号)を、その居住地を管轄する福祉事務所長に提出するものとする。

(援護の委託)

第八条 福祉事務所長は、法第十六条第一項第二号の規定による援護の委託をしようとするときは、援護委託依頼書(様式第十三号)を当該施設設置者(以下「設置者」という。)に送付しなければならない。

2 前項の依頼を受けた設置者は、当該精神薄弱者の援護の受託の可否について、速やかに当該福祉事務所長に、書面で回答しなければならない。第八条の次に次の二条を加える。

(入所決定)

第八条の二 福祉事務所長は、援護等の措置を決定したときは、入所決定通知書(様式第十四号)を当該精神薄弱者等に送付しなければならない。

い。

(精神薄弱者居宅生活支援事業に関する届出)

第八条の三 法第十八条第一項による届出は、精神薄弱者居宅生活支援事業開始届(様式第十四号の二)を提出してしなければならない。

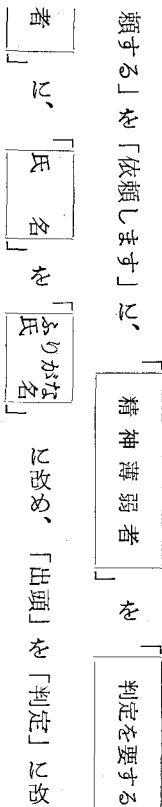
2 省令第七条及び第八条に規定する変更、廃止又は休止の届出は、精神薄弱者居宅生活支援事業変更届(様式第十四号の三)を提出してしなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第十三条 この規則に定めのあるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号中「精神薄弱者」を「精神薄弱者」と改め、「申請」を「申請」に改め、「申請」を「申請」に改める。
様式第二号を次のように改める。



様式第2号 (第2条関係)

判 定 案 内 書 年 月 日

殿

〇〇福祉事務所長 閣

下記のとおり、判定を受けてください。

記

- 1 判定日時 年 月 日 時
- 2 判定場所

備考 裏面に判定場所への案内図を書くこと。

様式第3号の2「様式第3号」を「様式第3号(第3条関係)」及び「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式の次の次の様式を加える。

様式第3号の2 (第3条の2関係)

緊 急 一 時 保 護 申 請 書 年 月 日

〇〇福祉事務所長 殿

保護者 住所 氏名

㊦

緊急一時保護を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、保護期間が終了したときは、必ず身柄を引き取れることを誓約します。

保護を要する者の氏名	男・女	年	月	日生
家庭で介護をしている者の氏名				続柄
保護の理由	項目	内 容		
		疾病	氏名	本人との続柄
	出 産	氏名	発病(生)年月日	本人との続柄
その他	出産予定日			
緊急保護期間を希望する	年	月	日から	年
保護者の行先				日まで
備考				電話 ()

様名銀田由中「様式第4号」や「様式第4号(第4条関係)」じ「敷地 坪建坪 坪」や「敷地 延床面積 ㎡」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様名銀田由中「様式第5号」や「様式第5号(第4条関係)」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様名銀大由中「様式第6号」や「様式第6号(第4条関係)」じおん。

様式第七号及び様式第八号を次のようにおん。

様式第七号(第4条関係)

職 親 承 認 通 知 書

番 号
年 月 日

知 事 團

住所 氏名 殿

年 月 日 付 け で 申 込 み の あ つ た、精 神 薄 弱 者 福 祉 法 第 16 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 職 親 に な る こ と に つ い て は、こ れ を 承 認 し、次 の と お り 登 録 し ま し た。

登 録 年 月 日 年 月 日 登 録 番 号 第 号

様式第8号(第4条関係)

職 親 不 承 認 通 知 書

番 号
年 月 日

知 事 團

住所 氏名 殿

年 月 日 付 け で 申 込 み の あ つ た、精 神 薄 弱 者 福 祉 法 第 16 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 職 親 に な る こ と に つ い て は、承 認 で き ま せ ん。

様名銀大由中「様式第9号」や「様式第9号(第4条関係)」じ「敷地 坪建坪 坪」や「敷地 延床面積 ㎡」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様名銀十由中「様式第10号」や「様式第10号(第5条関係)」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様名銀十一由中「様式第11号」や「様式第11号(第6条関係)」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様名銀十二由中「様式第11号」や「様式第11号(第6条関係)」じ「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」じおん。

様式第12号 (第7条関係)

入 所 申 請 書

年 月 日

〇〇福祉事務所長 殿

本 人 住所 氏名 ⑩

年 月 日生 男・女

保護者 住所 氏名 ⑪

年 月 日生 男・女

申請者 住所 氏名 ⑫

本人との関係 ()

このたび、精神薄弱者保護施設へ入所したいので、関係書類を添えて申
請します。

様式第13号 (第8条関係)

援 護 委 託 依 頼 書

番 号

年 月 日

(施設の設置者) 殿

〇〇福祉事務所長 閣

精神薄弱者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり保護
を委託したいので依頼します。

なお、受託の可否については、書面で速やかに回答してください。

記

1 入 所 予 定 者 男・女 年 月 日生

2 入 所 希 望 施 設

3 添 付 書 類

様式第14号(第8条の2関係)

入 所 決 定 通 知 書
番 号
年 月 日

(申 請 者) 殿

〇〇福祉事務所長 閣

精神薄弱者福祉法第16条第1項第2号の規定により、下記のとおり入所で
さることとなりましたので、通知します。

記

- 1 入 所 施 設 名
- 2 施 設 所 在 地
- 3 入 所 期 日 年 月 日
- 4 入 所 予 定 期 間 年 月 まで
- 5 入 所 中 に 要 す る 経 費

様式第十四号の次に次の二様式を加える。

様式第14号の2(第8条の3関係)

精神薄弱者居宅生活支援事業開始届

年 月 日
職 氏 名 殿
届出代表者 氏 名 閣

精神薄弱者福祉法第18条第1項の規定に基づき、精神薄弱者居宅生活支援
事業を開始したので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

事業の種類及び名称	
経営者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)	
事業の運営方針	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行うおとする区域	
精神薄弱者短期入所事業の用に供する施設	名称
	種類
	所在地
入所定員	
事業開始の予定年月日	

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

様式第14号の3 (第8条の3関係)

精神薄弱者居宅生活支援事業変更届

年 月 日

職 氏 名 股

届出代表者 氏 名 圃

このたび下記のとおり精神薄弱者居宅生活支援事業を変更(廃止・休止)しましたので関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更する事項の変更前後の比較
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
 - 2 変更(廃止・休止)する年月日
 - 3 変更(廃止・休止)の事由
 - 4 変更(廃止・休止)後の措置
 - 5 その他
- 添付書類 (1) 最近の財産目録、貸借対照表
(2) 理事会等の議事録謄本

様式第14号の3「様式第15号」や「様式第15号(第9条関係)」に記載する。

様式第16号の3「様式第16号」や「様式第16号(第10条関係)」の「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」の「(普、特殊)」や「(普、障害、養護)」の「あわせて」や「併せて」に改める。

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号 (第11条関係)

台帳番号 第 号

区分	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
1番					
担当員					
福祉司					

精神薄弱者(児)指導台帳

町村名	地区
ふりがな氏	
保護者	続柄

(その1)

精神薄弱者(児)の状況		ケース開始年月日	ケース終結年月日	年	月	日
(ふりがな)氏名	性別	生年月日	電話番号	年	月	日
住所	判定機関	判定年月日				
判定記録	(一般的所見)	(精神医学的所見)				
	医学的判定	(知能) CA MA ISS (式)	(性格)	(その他)		
	心理学的判定	(適性)	(訓練の可能性)	(その他)		
職能的判定		総合判定				
療育手帳番号		障害程度				
身体障害者手帳番号		障害程度				
年金の種類		記号番号				
健康保険証	種類	記号番号	被保険者氏名			

(その2)

原因	先天的	胎内時	出生時	不明	後天的	不明
	(出産までの状況) (発育状況)					
既往歴及び病歴						
病歴						
教育	未就学 在学 年(普通・障害・養護) 最終(卒)					
職歴						
日常の状況	基本的慣習					
	性格					
	対人関係					
	問題行動					
家族関係						

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に知事又は福祉事務所に提出されている届出書、申請書その他の書類は、この規則の相当規定により提出されている届出書、申請書その他の書類とみなす。

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第十五号

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県老人福祉法施行細則（昭和六十三年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「老人ホーム」を「事業及び施設」に、「第十五条」を「第十四条の二」に改める。

第二条第一項中「第十一条第一項及び第二項並びに第四項」を「第十一条第一項及び第三項」に改める。

第四条第一項中「第一条」を「第一条の五」に改める。

第十三条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第二項」に改める。

第三章の章名中「老人ホーム」を「事業及び施設」に改める。

第十五条第一項中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改め、第

三章中同条の前に次の四条を加える。

（老人居宅生活支援事業の開始の届出手続）

第十四条の二 法第十四条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届出書（様式第六号の二）を提出してしなければならない。

（老人居宅生活支援事業の届出事項変更の届出手続）

第十四条の三 省令第一条の七第一項又は第二項の規定による届出は、老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書（様式第六号の三）を提出してなければならない。

（老人居宅生活支援事業の廃止等の届出手続）

第十四条の四 法第十四条の二の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第六号の四）を提出してしなければならない。

（老人デイサービスセンター等の設置の届出手続）

第十四条の五 法第十五条第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届出書（様式第六号の五）を提出してしなければならない。

第十六条中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第三項又は第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（老人デイサービスセンター等の届出事項変更の届出手続）

第十六条の二 省令第三条の二第一項又は第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書（様式第九号の二）を提出してなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（老人デイサービスセンター等の廃止等の届出手続）

第十七条の二 法第十六条第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書（様式第十一号の二）を提出してしなければならない。

第十八条中「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改める。
第二十条中「第一条」を「第一条の五」に改める。

別表第一号の項中

- 1 法第十一条第一項及び第四項の規定により措置を行う場合
六十五歳以上の者
- 2 法第十一条第二項及び第四項の規定により措置を行う場合
六十歳以上六十五歳未満の者

を
六十歳以

上の者

に改め、同表第二号の項中

- 1 法第十一条第一項の規定により措置を行う場合
六十歳以上六十五歳以上の者
- 2 法第十一条第二項の規定により措置を行う場合
六十歳以上六十五歳未満の者
- イ 生活保護法法律第四百四十二条第二項に規定あり、かつ施設に入所すること。
- ロ その配偶者かつ、法第十号又は第三号にあること。

を

一 項及び第四項の措置を行う場合
二 項及び第四項の措置を行う場合
十五歳未満の者に該当する六十歳以上六十歳未満の者
六十歳以上の者及び次のいずれかに該当する六十歳未満の者
（昭和二十五年四号）第三十八号の措置を受けて、速やかに救護の見込みがない

に、「第一条

- 1 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する要保護者であり、かつ、速やかに救護施設に入所する見込みがないこと。
- 2 初老期痴呆に該当すること。
- 3 その配偶者が六十歳以上で、かつ、法第十一条第一項第二号又は第三号の措置を受けていること。

各号」を「第二条各号」に改める。

様式第一号中「一」を「一」に改める。
様式第六号の次に次の四様式を加える。

様式第6号の2 (第14条の2関係)

老人居宅生活支援事業開始届出書

職 氏 名 殿
老人福祉法第14条第1項の規定により老人居宅生活支援事業を開始したいので、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者

フリガナ
代表者職氏名

電話番号

印

事業の種類及び内容	
経営者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)	
事業の運営方針	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行おうとする区域	
名称	
種類	
所在地	
老人サービス事業 又は老人短期 の用に供する施設 (老人短期入所 事業に限る。)	
事業開始の予定年月日	

添付書類

- 条 款 例、定款その他の基本約款
1 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
2 収支予算書及び事業計画書
3 市町村の委託を受けて事業を行う場合であつて、「事業を行おうとする区域」欄に当該市町村名を記載するとき、当該市町村がある間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みがあることを明らかにした書類

様式第6号の3 (第14条の3関係)

老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 殿
について変更したい(変更した)ので、老人福祉法施行規則第1条の7第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 名 称

フリガナ
代表者職氏名

電話番号

印

事業の種類及び内容	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
変更の時期	

添付書類 主な職員の変更に係る届出の場合にあつては、新任者の氏名及び経歴を記載した書類

様式第6号の4 (第14条の4関係)

老人居宅生活支援事業廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 殿

老人居宅生活支援事業を廃止 (休止) したいので、老人福祉法第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 印

事業の種類及び内容	
廃止 (休止) しようとする年月日	
廃止 (休止) の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間 (休止しようとする場合に限る。)	

様式第6号の5 (第14条の5関係)

老人デイサービスセンター等設置届出書

職 氏 名 殿

老人福祉法第15条第2項の規定により老人デイサービスセンター等を設置したいので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 名 称

フリガナ
代表者職氏名

電話番号

印

施設 の 名 称	
施設 の 種 類	
施設 の 所 在 地	
建物の規模及び構造の概要	
施設 の 運 営 方 針	
職員の定数及び職務の内容	
事業を行おうとする区域	
入所定員 (老人短期入所施設に限る。)	
事業開始の予定年月日	

添付書類

- 1 施設の概要を記載した書類
- 2 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類

- 3 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 4 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 5 市町村以外の者の場合は、定款その他の基本約款
- 6 市町村の委託を受けて事業を行う場合であつて、「事業を行おうとする区域」欄に当該市町村名を記載するときは、当該市町村との間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みがあることを明らかにした書類

様式第十七号中「第15条第2項」や「第15条第3項」及び

の位置 老人ホームの所在地

老人ホーム

様式第十八号中「第15条第3項」や「第15条第4項」及び

の位置 老人ホームの所在地

老人ホーム

様式第九号の次に次の一様式を加える。

様式第九号の2 (第16条の2関係)

老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書

職 氏 名 殿
 について変更したい(変更した)ので、老人福祉法施行規則第3条の2第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

届出者 名 称

フリガナ
 代表者の氏名

電話番号



施 設 の 名 称	変 更 事 項
変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 の 時 期	
<small>現在入所している者に対する措置(老人短期入所施設の入所定員を減少しようとする場合に限る。)</small>	

添付書類 主な職員の変更に係る届出の場合にあつては、新任者の氏名及び経歴を記載した書類

様式第十一号の次に次の様式を加える。

様式第11号の2 (第17条の2 関係)

老人デイサービスセンター等廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 殿

老人デイサービスセンター等を廃止 (休止) したいので、老人福祉法

第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 固

施 設 の 名 称	
廃止 (休止) しようとする年月日	
廃止 (休止) の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間 (休止しようとする場合に限り)	

様式第十一号の2「第16条第1項」及び「第16条第2項」に定める。

様式第十四号を次のとおり定める。

様式第14号 (第19条関係)

有料老人ホーム設置届出書

職 氏 名 殿
有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者

郵便番号 □□□□-□□
住 所
フリガナ
氏 名
(団体にあっては、所在地並びに名称及び代表者の住所)
電話番号

有料老人ホームの名称及び設置予定地の氏名及び住所又は名称及び所在地	
事業開始の予定年月日	
管理者の氏名及び住所	
供与される便宜の内容	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	
施設の運営の方針	
入所定員及び居室数	
職員配置計画	
入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額	
連携する医療機関名とその内容	

- 添付書類
- 1 定款その他の基本約款
 - 2 収支予算書及び長期の収支計画書
 - 3 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の確認を受けたることを証する書類
 - 4 設置予定者の直近の事業年度の決算書
 - 5 設置場調査等による入所者の見込み
 - 6 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - 7 入居契約書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第十四号の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】